やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。あわせて、ジョブ・カード制度（フリーター等の正社員経験の少ない者を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発や課題の明確化、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめて就職活動等に活用する制度）を推進し、これらの者の能力向上を図り、正社員への移行を促進することが重要である。

経済のグローバル化及びＩＴ技術等の進歩は、既存産業の再編、新規産業の創出等をもたらしているところであり、企業が付加価値の高い分野若しくは新規・成長分野への展開を図るために必要となる人材又は我が国の基幹的な産業であるものづくりの分野を担う人材の育成を行うことが必要である。また、これまでものづくり現場を支えてきた団塊の世代の熟練技能者が、徐々に職業生活からの引退過程を迎えているため、現場を支える熟練した技能及びこれに関する知識が若年者に円滑に継承されるよう、現場の戦力となる人材の育成を図ることが重要である。このため、事業主等による多様な職業能力開発を一層推進するほか、公共職業能力開発施設においては、職業訓練指導員を派遣するなど事業主等による職業能力開発を支援するとともに、中小企業事業主等の人材ニーズに対応した職業訓練及びものづくり現場の戦力となる若年技能労働者の育成を一層推進する必要がある。

障害者については、新規求職申込件数が、年々増加している。このため、障害者基本計画（平成十四年十二月二十四日閣議決定）に基づき、障害者の実質的な社会参加に向けて、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められている。加えて、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策が有機的な連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力を身につける職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

また、母子家庭支援施策や生活保護制度については、母子家庭や生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により保護を受けている世帯の自立・就労を支援する必要性が高まっていることから、地方公共団体等関係機関との連携を強化した上で、母子家庭の母等に対する職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。

第三部　計画期間中の公共職業訓練の対象者数等

公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間での実施を期待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則とし、次の各号に掲げる公共職業訓練を実施するものとする。

一　離職者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、二十万二千三百人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、三万千六百人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、三千人については、企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として概ね四十歳未満の者に対し実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、十七万七百人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、今後成長が見込める介護・福祉、医療、情報通信等において、充実を図ることとし、当該訓練の対象者数のうち、四千八百人については、介護福祉士及び保育士の資格取得を支援する二年訓練として、四万六千五百人については、フリーター、子育て終了後の女性等これまで職業能力形成の機会に恵まれなかった者に対する日本版デュアルシステム等として、二千二百人については、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）等を通じて職業訓練の受講を希望する母子家庭の母等に対して、職業訓練の受講を円滑にするための講習と組み合わせた職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

(2)　離職者訓練の内容

離職者訓練については、雇用のセーフティネットとして、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会を都道府県又は市町村が法第十六条第一項又は同条第二項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発校を除く。以下「都道府県等施設」という。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえつつ提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施する。

また、母子家庭の母、刑務所を出所した者等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。

(3)　効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うこととする。また、離職者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることとする。さらに、当該訓練の受講者に対し、職業紹介機関との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施するとともに、厳しい雇用失業情勢において、安定的な雇用を実現するためには、これまで以上に高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期間の訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図ることとする。また、委託訓練については、就職実績に応じた委託費の支給を行うほか、離職者に対し個々の求人企業の具体的なニーズに即した職業能力を付与する職業訓練の実施を推進することにより、就職率の向上を図ることとする。

二　在職者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、五万七千人とする。

(2)　在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等施設又は民間教育訓練機関において実施する職業訓練にゆだねることができないものを実施する。

(3)　効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練科の設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等の改善を行うこととする。

三　学卒者訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、五千九百人とする。このうち、四千三百人については専門課程による公共職業訓練として、千五百人については応用課程による公共職業訓練として、百人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。また、専門課程による公共職業訓練の対象者数のうち、三百人については、日本版デュアルシステムとして実施するものとする。

(2)　学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、高等学校卒業者等を対象に、ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施する。

(3)　効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科の見直しを行うこととする。また、学卒者訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図ることとする。

四　障害者に対する公共職業訓練の対象者数等

(1)　対象者数

計画期間中に実施する障害者に対する公共職業訓練の対象者数は、一万三千二百人とする。このうち、九千六百人については、委託訓練として実施するものとする。

(2)　障害者に対する公共職業訓練の内容

障害者に対する公共職業訓練については、その身体的又は精神的な事情等に配慮し、特に一般の公共職業能力開発施設において公共職業訓練を受けることが困難な重度障害者等を、障害者職業能力開発校において積極的に受け入れ、個々の受講者の障害の程度、特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。